

令和5年度県産品E C販売セミナー開催業務委託仕様書

1 委託業務の名称 令和5年度県産品E C販売セミナー開催業務

2 委託期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで

3 業務の目的

近年急激に進んでいる消費のデジタルシフトに伴い、県内食品事業者の多くが電子商取引（以下、「E C」という。）サイトを立ち上げているが、集客方法や購入率の改善策等の知識不足により売上に繋がっていない場合や、そもそもE Cサイトの改善点がわからない場合等、事業者毎に多様な問題を抱えている。

そこで、本業務では、県内食品事業者に対し、E Cにおける販売ノウハウの蓄積や課題分析につながるセミナー（以下、「セミナー」という。）を体系的に開催することで、事業者の更なる販売力の向上を図る。

4 業務の概要

(1) 県内食品事業者向けセミナーの企画・実施

イ セミナーの実施回数は計3回を目安とし、対面受講を主として、オンライン上での受講や、動画配信によるアーカイブでの受講も可能とすること。

なお、1回目の開催は令和5年8月上旬を目安とする。

ロ セミナーのテーマは、1回目は、経営者（企画又は人事組織担当者を含む）向けを想定し、県産品のE C市場の概況及びトレンド並びにE C販売に係る業務及びそれに対応した人員・組織体制の考え方を主軸とし、2回目及び3回目は、実務担当者向けを想定し、サイト分析ツールの使い方又は商品画像の撮影方法及び商品ページの作り方のいずれかを主軸として提案し、発注者と協議の上、決定すること。

ハ セミナーの実施形式は、講義形式のみならず、先進事業者の失敗又は成功事例を共有するパネルディスカッションや、参加者が主体的に思考し自社E Cサイトの課題を分析する機会となるワークショップ又はグループディスカッション等の工夫をすること。

ニ 講師は、セミナーの内容に照らして提案し、発注者と協議の上、選定すること。

ホ 参加者受付、使用教材・配付資料の準備、対面受講用の会場手配及びオンライン受講・アーカイブ受講用の機材の手配を行うこと。

なお、使用教材・配付資料の内容は発注者と協議の上、決定することとし、各セミナーの開催1週間前までに電子データを発注者へ提出すること。

ヘ 各セミナー終了後に参加者アンケートを実施すること。アンケート内容は、セミナーの受講効果を補足できる内容を提案することとし、発注者と協議の上、決定すること。

(2) セミナー参加者の募集

イ 次の要件を全て満たす事業者を対象にセミナー参加者を募集し、参加申込の受付及び取りまとめを行うこと。

(イ) 県内に事業所をもつ法人又は個人であること。

(ロ) 県産品（宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたもの。）の生産、製造又は販売を行っていること。

(ハ) 食品E Cサイトを運営している、又は今後開設する意向があること。

ロ 対面受講によるセミナーの参加者数は、各回最大50名程度を想定すること。

(3) 効果測定及び改善

イ セミナーの開催結果及びアンケート結果をレポートとして取りまとめ、各セミナー開催後2週間以内に電子メールにより発注者へ提出すること。

ロ イのレポートを踏まえ、セミナーの内容や実施体制等の振り返りを行い、発注者と協議の上、次回セミナーを見直すこと。

(4) 業務完了報告

業務完了後は、速やかに業務完了報告書を指定様式で作成し、郵送又は持参により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施経過及び実績をまとめ、事業効果を総合的に分析・評価した実績報告書を作成し、郵送又は持参及び電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
セミナー教材等	任意様式・電子データ	電子メール	各セミナー開催1週間前
セミナー実績レポート	任意様式A4版・電子データ	電子メール	各セミナー開催後2週間以内
業務完了報告書	指定様式・紙媒体1部	郵送又は持参	令和6年2月29日(木)
実績報告書	任意様式A4版・紙媒体3部及び電子データ	郵送又は持参及び電子メール	令和6年2月29日(木)

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電子メール： s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (3) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。